

「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱（案）」に提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和7年2月21日（金）から令和7年3月13日（木）まで

2 意見の件数 4名から 7件の意見

	御意見の概要	県の考え方
1	「2 包摂性や寛容性の高い共生社会の実現に向けた教育の推進」について、インクルーシブ教育システムへの理解を進めることが必要ではないか。	大綱は教育、学術及び文化等に関する施策の基本的方針を定めるものであり、具体的な施策等については、第4次山形県総合発展計画の後期実施計画等に基づき進めて参ります。
2	「2 包摂性や寛容性の高い共生社会の実現に向けた教育の推進」について、県立高校等での合理的配慮を進めてほしい。（ほか同種の意見1件）	後期実施計画においては、インクルーシブ教育システムの推進や子どもの就学前から高等学校卒業までを通して一貫した適切な教育支援に取り組むこととしております。
3	「2 包摂性や寛容性の高い共生社会の実現に向けた教育の推進」について、不登校児童生徒が学習や体験に参加できる環境の整備が必要。	また、学校における居場所づくりや学校とフリースクール等の民間団体との連携、ICTの活用等による不登校児童生徒の学びの機会の確保を進めていくこととしています。
4	「6 生涯にわたり学びや文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実」について、文化芸術の振興に力を入れてほしい。	さらに、文化芸術団体や大学・市町村等との連携により地域の文化や多様な芸術活動を鑑賞・体験・発表する機会を創出するとともに、
5	「6 生涯にわたり学びや文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実」について、障がい者スポーツを記載しないのか。	障がい者スポーツ等の振興による障がい者の表現や社会参加の充実を図ることとしております。
6	「5 家庭や地域とともに子どもの成長を支え合う教育環境の充実」について、地域の文言は地域社会と、企業の文言は事業者にするべきではないか。	なお、文言については、政府の教育振興基本計画や後期実施計画を踏まえて整理してあります。